

件 名	栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正について
提案理由等	教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）の一部が改正されることに伴い、栃木県教育職員免許状に関する規則（平成元年栃木県教育委員会規則第 13 号）の一部について所要の改正を行うものである。

栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正について

教育委員会事務局義務教育課

1 改正の趣旨

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の一部が改正されることに伴い、栃木県教育職員免許状に関する規則（平成元年栃木県教育委員会規則第13号）の一部について所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）が改正され、一部の地域の出身者が届け出をするときは、国籍の記載に代えて、当該地域を届出又は戸籍に記載するものとされた。（戸籍法施行規則第36条の2）

このことに伴い、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）別記第1号様式（第72条関係）備考1の項イが改正されることから、栃木県教育職員免許状に関する規則（平成元年栃木県教育委員会規則第13号）第7条第1項第7号の規定に「当該地域」等の記載を追加するものである。

3 施行期日

公布日施行

○栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正（案）

栃木県教育委員会規則第__号

栃木県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年10月19日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

栃木県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

栃木県教育職員免許状に関する規則（平成元年栃木県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（普通免許状授与の申請） 第 7 条 免許法第 5 条第 1 項、第16条第 1 項、第16条の 3、第16条の 4 若しくは第17条、免許法附則第 8 項若しくは第11項、29年改正法附則第10項、36年改正法附則第 6 項又は平成12年改正法附則第 2 項若しくは第 3 項の規定により普通免許状の授与（新教育領域の追加の定めを含む。）を申し出る者（免許法第 5 条第 1 項の規定により申し出る者にあつては、免許法別表第 1、別表第 2 又は別表第 2 の 2 の規定の適用を受ける者に限る。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 戸籍に記載した事項に関する証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、<u>国籍又は地域（戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第36条の 2 各号に掲げる地域をいう。）</u>を証する書類。以下同じ。）（必要のある者に限る。） 2 略	（普通免許状授与の申請） 第 7 条 免許法第 5 条第 1 項、第16条第 1 項、第16条の 3、第16条の 4 若しくは第17条、免許法附則第 8 項若しくは第11項、29年改正法附則第10項、36年改正法附則第 6 項又は平成12年改正法附則第 2 項若しくは第 3 項の規定により普通免許状の授与（新教育領域の追加の定めを含む。）を申し出る者（免許法第 5 条第 1 項の規定により申し出る者にあつては、免許法別表第 1、別表第 2 又は別表第 2 の 2 の規定の適用を受ける者に限る。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 戸籍に記載した事項に関する証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、国籍_____を証する書類。以下同じ。）（必要のある者に限る。） 2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（義務教育課）